

# 特別会計決算の概要



## I 国民健康保険事業特別会計

---

本年度の歳出決算額は、174 億 9,942 万 9 千円となり、前年度と比較すると 3 億 7,449 万 2 千円 (2.2%) の増となりました。

『保険給付費』は全体の被保険者数は減少したものの、被保険者 1 人当たりの医療費が増加している影響などにより 4 億 2,492 万円 (4.0%) の増となりました。

一方で、国民健康保険制度の都道府県単位化<sup>1</sup>により東京都へ納付する『国民健康保険事業費納付金』は国が定める係数により東京都が算定するもので、三鷹市を含めた東京都全体の療養給付費の減少などにより総額が減少したことから、1 億 6,236 万 2 千円 (2.7%) の減となりました。

歳入決算額は、176 億 3,374 万 7 千円となり、前年度と比較すると 3 億 3,911 万 4 千円 (2.0%) の増となりました。これは、「第三者納付金」の減などを反映して『諸収入』が 6,909 万 5 千円 (66.9%) の減になったことや『国民健康保険税』が被保険者数の減少により、5,962 万 3 千円 (1.6%) の減となった一方で、歳出の『保険給付費』に連動して交付される「保険給付費等交付金」の増を反映して『都支出金』が 4 億 2,713 万 6 千円 (3.9%) の増となったためです。

こうしたことから『繰入金』のうち、一般会計からの「その他繰入金」は 400 万円 (0.3%) の増となりました。

---

<sup>1</sup> 平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国民健康保険制度の運営に当たり中心的な役割を担っています。

(表 18) 款別の決算額

(歳入)

科 目	令和3年度		令和2年度		増 △減		被保険者1人(世帯)当たり	
	決算額	構成比	決算額	構成比	金額	比率	3	2
	千円	%	千円	%	千円	%	円	円
1. 国民健康保険税	3,744,343	21.2	3,803,966	22.0	△59,623	△1.6	100,844 (144,681)	100,252 (145,001)
2. 使用料及び手数料	45	0.0	54	0.0	△9	△16.7	1 (2)	1 (2)
3. 国庫支出金	14,838	0.1	65,048	0.4	△50,210	△77.2	400 (573)	1,715 (2,480)
4. 都支出金	11,366,959	64.4	10,939,823	63.2	427,136	3.9	306,140 (439,218)	288,315 (417,009)
5. 繰入金	2,303,658	13.1	2,298,960	13.3	4,698	0.2	62,043 (89,013)	60,588 (87,633)
1. 法定繰入金	779,658	4.4	778,960	4.5	698	0.1	20,998 (30,126)	20,529 (29,693)
2. その他繰入金	1,524,000	8.7	1,520,000	8.8	4,000	0.3	41,045 (58,887)	40,059 (57,940)
6. 繰越金	169,696	1.0	83,479	0.5	86,217	103.3	4,570 (6,557)	2,200 (3,182)
7. 諸収入	34,208	0.2	103,303	0.6	△69,095	△66.9	921 (1,322)	2,723 (3,938)
合 計	17,633,747	100.0	17,294,633	100.0	339,114	2.0	474,919 (681,366)	455,794 (659,245)

(歳出)

科 目	令和3年度		令和2年度		増 △減		被保険者1人(世帯)当たり	
	決算額	構成比	決算額	構成比	金額	比率	3	2
	千円	%	千円	%	千円	%	円	円
1. 総務費	271,237	1.6	244,337	1.4	26,900	11.0	7,305 (10,481)	6,439 (9,314)
2. 保険給付費	11,013,665	62.9	10,588,745	61.8	424,920	4.0	296,625 (425,567)	279,063 (403,627)
3. 国民健康保険事業費 納付金	5,891,914	33.7	6,054,276	35.4	△162,362	△2.7	158,683 (227,663)	159,558 (230,780)
4. 共同事業拠出金	0	0.0	2	0.0	△2	△100.0	0 (0)	0 (0)
5. 保健事業費	145,037	0.8	140,780	0.8	4,257	3.0	3,906 (5,604)	3,710 (5,366)
6. 諸支出金	177,576	1.0	96,797	0.6	80,779	83.5	4,783 (6,861)	2,551 (3,689)
合 計	17,499,429	100.0	17,124,937	100.0	374,492	2.2	471,302 (676,176)	451,321 (652,776)

※ 令和2年度年間平均被保険者数 37,944人 同平均世帯数 26,234世帯

※ 令和3年度年間平均被保険者数 37,130人 同平均世帯数 25,880世帯

## Ⅱ 介護サービス事業特別会計

---

本年度の歳出決算額は、7億8,956万8千円となり、前年度と比較すると2億139万2千円（34.2%）の増、歳入決算額は、7億9,290万1千円となり、2億165万1千円（34.1%）の増となりました。

施設別の運営状況をみると、牟礼老人保健施設「はなかいどう」の入所部門の年間平均利用率は73.2%（前年度比9.4ポイント減）、通所部門の年間平均利用率は75.8%（前年度比2.2ポイント減）となり、前年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う利用控えに加え、施設の大規模改修に伴うサービス提供施設の移転による影響を反映したものとなりました。

このほか、高齢者センター「けやき苑」の年間平均利用率は、65.5%（前年度比6.2ポイント増）となりました。

歳出については、牟礼老人保健施設の大規模改修に伴い、施設機能を旧どんぐり山施設へ移転し、サービスを継続したほか、改修工事に着手したことなどから、『介護サービス事業費』が2億139万3千円（36.3%）の増となりました。

歳入については、牟礼老人保健施設の大規模改修事業に伴う財源として、『市債』が1億5,400万円の皆増となりました。

こうしたことから、一般会計からの『繰入金』は、6,301万7千円（46.9%）の増となりました。

(表 19) 款別 (目別) の決算額

(歳 入)

科 目	令和3年度		令和2年度		増 △減		収 入 率	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	金 額	比 率	3	2
	千円	%	千円	%	千円	%	%	%
1. 介護サービス収入	383,160	48.3	395,633	66.9	△12,473	△3.2	92.2	93.7
2. 使用料及び手数料	17,014	2.2	16,506	2.8	508	3.1	95.9	74.3
3. 繰 入 金	197,345	24.9	134,328	22.7	63,017	46.9	83.3	79.8
4. 繰 越 金	3,074	0.4	3,683	0.6	△609	△16.5	307,463.0	368,366.5
5. 諸 収 入	38,308	4.8	41,100	7.0	△2,792	△6.8	83.4	93.1
6. 市 債	154,000	19.4	—	—	154,000	皆増	99.5	—
合 計	792,901	100.0	591,250	100.0	201,651	34.1	91.1	90.0

(歳 出)

科 目	令和3年度		令和2年度		増 △減		執 行 率	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	金 額	比 率	3	2
	千円	%	千円	%	千円	%	%	%
1. 介護サービス事業費	755,749	95.7	554,356	94.3	201,393	36.3	90.6	89.5
1. 高齢者センター けやき苑運営費	171,061	21.7	161,781	27.5	9,280	5.7	92.4	89.4
2. 牟礼老人保健等 施設運営費等	584,688	74.0	392,575	66.7	192,113	48.9	90.1	89.5
2. 公 債 費	33,819	4.3	33,820	5.7	△1	0.0	99.7	99.7
合 計	789,568	100.0	588,176	100.0	201,392	34.2	90.7	89.6

### Ⅲ 介護保険事業特別会計

---

「三鷹市高齢者計画・第八期介護保険事業計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）」の1年目である本年度の歳出決算額は、136億6,063万1千円となり、前年度と比較すると4億9,951万円（3.8%）の増となりました。

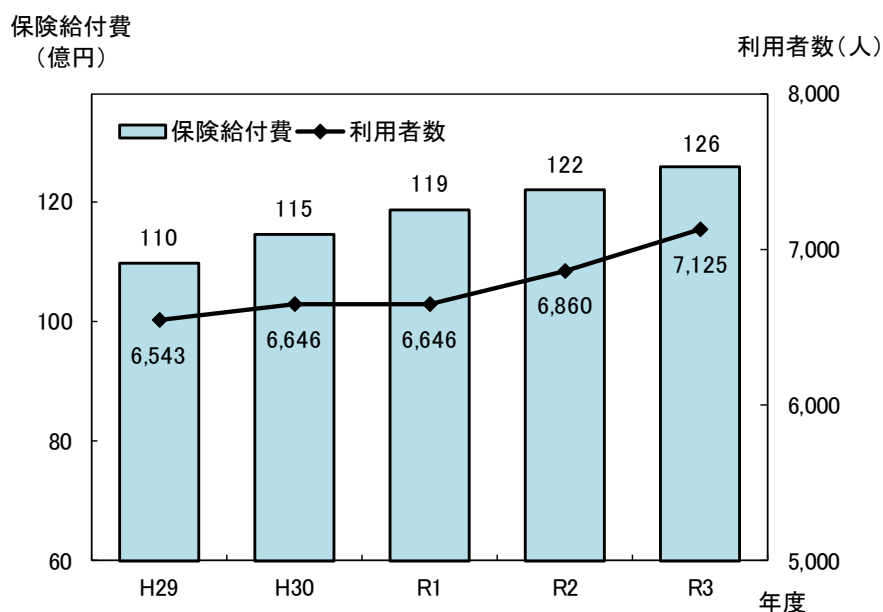
『保険給付費』は、高齢化の進展に伴う要介護認定者数及びサービス利用者数の増加により、3億9,658万7千円（3.2%）の増となりました。また、国庫支出金等超過収入額返還金などの増により、『諸支出金』が8,782万3千円（280.1%）の増となりました。

歳入決算額は、139億519万8千円となり、前年度と比較すると5億8,972万3千円（4.4%）の増となりました。これは、介護保険料の改定などを行ったため、『保険料』が1億5,507万4千円（5.5%）の増となったほか、前年度における国庫支出金等の超過交付などを反映して、『繰越金』が1億5,269万4千円（9,198.4%）の増となったことによるものです。

また、歳出の『保険給付費』の増に伴い、『国庫支出金』が1億506万2千円（3.4%）、『支払基金交付金』が9,079万9千円（2.7%）、『都支出金』が4,704万9千円（2.4%）、それぞれ増となっています。

計画期間1年目である本年度は、介護保険保険給付費準備基金について、とりくずしを行わなかったことから、「基金繰入金」が8,200万円の皆減となりました。その一方で、「一般会計繰入金」が『保険給付費』の増や低所得者の介護保険料軽減措置の拡充等に伴い、1億2,137万9千円（6.0%）の増となり、『繰入金』全体では、3,937万9千円（1.9%）の増となりました。

(グラフ 12) 介護サービス利用者数と保険給付費の推移



(表 20) 款別の決算額

(歳入)

科 目	令和3年度		令和2年度		増 減		収 入 率	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	金 額	比 率	3	2
	千円	%	千円	%	千円	%	%	%
1. 保 険 料	2,957,054	21.3	2,801,980	21.0	155,074	5.5	101.0	102.0
2. 国 庫 支 出 金	3,159,054	22.7	3,053,992	22.9	105,062	3.4	100.7	100.1
3. 支 払 基 金 交 付 金	3,507,632	25.2	3,416,833	25.7	90,799	2.7	97.3	95.9
4. 都 支 出 金	1,975,324	14.2	1,928,275	14.5	47,049	2.4	98.0	97.5
5. 財 産 収 入	16	0.0	85	0.0	△69	△81.2	92.4	98.9
6. 繰 入 金	2,149,942	15.5	2,110,563	15.9	39,379	1.9	90.7	85.1
7. 繰 越 金	154,354	1.1	1,660	0.0	152,694	9,198.4	100.0	100.0
8. 諸 収 入	1,822	0.0	2,087	0.0	△265	△12.7	286.0	364.9
合 計	13,905,198	100.0	13,315,475	100.0	589,723	4.4	97.8	96.3

(歳出)

科 目	令和3年度		令和2年度		増 減		執 行 率	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	金 額	比 率	3	2
	千円	%	千円	%	千円	%	%	%
1. 総 務 費	295,652	2.2	297,624	2.4	△1,972	△0.7	79.8	85.7
2. 保 険 給 付 費	12,600,776	92.2	12,204,189	92.7	396,587	3.2	97.3	96.3
3. 地 域 支 援 事 業 費	621,523	4.5	597,966	4.5	23,557	3.9	83.0	80.3
4. 基 金 積 立 金	23,503	0.2	29,988	0.2	△6,485	△21.6	100.0	100.0
5. 諸 支 出 金	119,177	0.9	31,354	0.2	87,823	280.1	98.2	98.9
合 計	13,660,631	100.0	13,161,121	100.0	499,510	3.8	96.1	95.2



## IV 後期高齢者医療特別会計

---

本年度の歳出決算額は、43億565万5千円となり、前年度と比較して4,593万4千円(1.1%)の減となりました。これは、被保険者数の増はあったものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う受診控えなどの影響により、歳入における『後期高齢者医療保険料』に連動する「療養給付費負担金」など、東京都後期高齢者医療広域連合<sup>1</sup>へ納付する『広域連合納付金』が4,468万7千円(1.1%)の減となったことなどによるものです。

なお、本年度も引き続き、東京都後期高齢者医療広域連合が保険料抑制のために独自に行っている葬祭費や審査支払手数料、保険料未収金補填分などに係る財政負担を行いました。

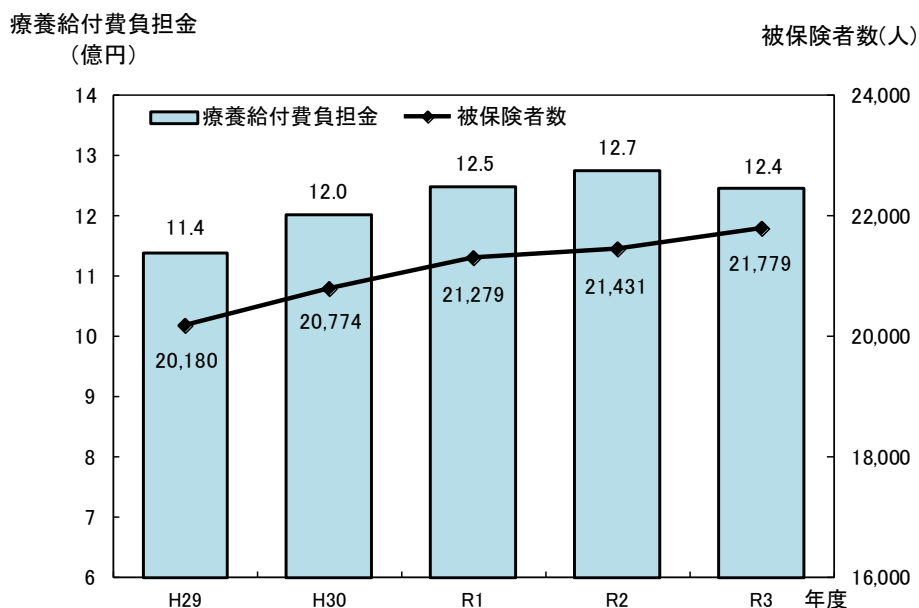
歳入決算額は、43億1,204万2千円となり、前年度と比較して4,556万8千円(1.0%)の減となりました。これは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、収入が減少した世帯に対する保険料の減免などにより『後期高齢者医療保険料』が319万8千円(0.1%)、「療養給付費繰入金」をはじめとする一般会計からの『繰入金』が4,226万円(2.3%)の減となったことなどによるものです。

本年度の三鷹市での被保険者数は、令和4年3月末で21,779人となり、前年度と比較して348人(1.6%)の増となりました。

---

<sup>1</sup> 後期高齢者医療制度は、都内すべての市区町村で構成する東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体となっています。各市区町村は、申請受付や保険料徴収などの窓口業務等を行うとともに、東京都後期高齢者医療広域連合に広域連合納付金を納付するなど制度の運営を担っています。

(グラフ 13) 後期高齢者医療制度被保険者数と療養給付費負担金の推移



<療養給付費負担金>

医療費等に係る公費負担分(医療費等全体の約5割)のことで、市区町村は【国：都：市区町村=4：1：1】の負担割合で広域連合に納付します。

(表 21) 款別の決算額

(歳入)

科 目	令和3年度		令和2年度		増 減		収 入 率	
	決算額	構成比	決算額	構成比	金額	比率	3	2
	千円	%	千円	%	千円	%	%	%
1. 後期高齢者医療保険料	2,409,102	55.9	2,412,300	55.4	△3,198	△0.1	99.7	99.3
2. 使用料及び手数料	0	0.0	0	0.0	0	—	0.0	0.0
3. 繰 入 金	1,769,143	41.0	1,811,403	41.6	△42,260	△2.3	94.0	98.2
4. 繰 越 金	6,021	0.1	6,313	0.1	△292	△4.6	139.0	631,282.0
5. 諸 収 入	127,776	3.0	126,417	2.9	1,359	1.1	93.4	92.5
〔 国 庫 支 出 金 〕	—	—	1,177	0.0	△1,177	皆減	—	—
合 計	4,312,042	100.0	4,357,610	100.0	△45,568	△1.0	97.1	98.8

(歳出)

科 目	令和3年度		令和2年度		増 減		執 行 率	
	決算額	構成比	決算額	構成比	金額	比率	3	2
	千円	%	千円	%	千円	%	%	%
1. 総 務 費	103,307	2.4	105,807	2.4	△2,500	△2.4	94.4	89.1
2. 広域連合納付金	4,087,229	94.9	4,131,916	95.0	△44,687	△1.1	97.5	99.4
3. 保 健 事 業 費	110,647	2.6	109,191	2.5	1,456	1.3	87.9	88.4
4. 諸 支 出 金	4,472	0.1	4,675	0.1	△203	△4.3	63.9	58.4
合 計	4,305,655	100.0	4,351,589	100.0	△45,934	△1.1	97.0	98.7

## V 下水道事業会計

---

下水道事業については、令和2年4月からの地方公営企業法の一部適用に伴い、公営企業会計方式へと移行しています。

公営企業決算においては、経常的な営業収支である「収益的収支」と建設改良等に関する収支である「資本的収支」に区分することとされています。また、国庫補助金等の固定資産取得のための財源は、繰延収益（長期前受金）とし、減価償却に伴って長期前受金戻入として収益化する経理を行います。

「収益的収支」の収入に、主な営業収益である「下水道使用料」のほか、現金収入を伴わない長期前受金戻入等が計上され、支出には管渠・処理場等の維持管理費に加え、現金支出を伴わない減価償却費等が計上されます。本年度の決算額は、収入が34億4,802万8千円、支出が32億1,545万4千円となっており、収支差引額は2億3,257万4千円で、前年度比1億5,069万3千円（184.0%）の増となっています。これは、施設の耐用年数の経過により「減価償却費」が減になったことなどから『営業費用』が減になったほか、法適用初年度にのみ発生した『特別損失』が減となったためです。

「資本的収支」の収入には、主に建設工事等の財源となる国庫補助金や企業債等が計上され、支出には建設改良費や企業債の償還元金等が計上されます。本年度の決算額は、収入が6億3,861万5千円、支出が13億6,885万1千円となっており、差引7億3,023万6千円の不足で、不足額は前年度比1,304万1千円（1.8%）の増となっています。これは、平成27年度債の元金償還開始により「企業債償還金」が増となったためです。また、東部水再生センターにおける汚泥脱水設備等改築工事（第一期）が年度内での完成が困難となり、翌年度に繰り越したことにより、『建設改良費』とその財源である「企業債」「国庫補助金」「都費補助金」が減となりました。

なお、令和3年度の一般会計からの負担金・補助金の合計額は、11億2,138万円となり、前年度と比較すると5,714万3千円（5.4%）の増となっています。また、当年度未処分利益剰余金のうち、資本金への組入を除いた3,563万9千円の処分については、企業債償還の財源に充てるため、減債積立金に積立てを行います。

(表 22) 下水道事業会計収入及び支出の内訳

(収益的収入及び支出)

科 目	令和3年度	令和2年度	増 △減	
	決算額	決算額	金 額	比 率
1. 下水道事業収益①	千円 3,448,028	千円 3,421,558	千円 26,470	% 0.8
1. 営業収益	2,810,013	2,783,885	26,128	0.9
2. 営業外収益	638,015	637,673	342	0.1
〔特別利益〕	—	0	0	—
2. 下水道事業費用②	3,215,454	3,339,677	△124,223	△3.7
1. 営業費用	2,989,844	3,072,449	△82,605	△2.7
2. 営業外費用	225,431	207,511	17,920	8.6
3. 特別損失	179	59,717	△59,538	△99.7
収支差引額 ①－②	232,574	81,881	150,693	184.0

(資本的収入及び支出)

科 目	令和3年度	令和2年度	増 △減	
	決算額	決算額	金 額	比 率
1. 資本的収入③	千円 638,615	千円 1,071,114	千円 △432,499	% △40.4
1. 企業債	435,400	626,600	△191,200	△30.5
2. 国庫補助金	150,954	384,917	△233,963	△60.8
3. 都補助金	6,596	15,819	△9,223	△58.3
4. 他会計補助金	25,085	25,031	54	0.2
5. 負担金等	20,580	18,747	1,833	9.8
2. 資本的支出④	1,368,851	1,788,309	△419,458	△23.5
1. 建設改良費	594,515	1,111,565	△517,050	△46.5
2. 流域下水道建設費 負担金	32,530	8,923	23,607	264.6
3. 企業債償還金	741,806	667,821	73,985	11.1
収支差引額 ③－④	△730,236	△717,195	△13,041	1.8

## VI 主要事業の成果

※特定財源がある事務事業についてのみ  
【財源内訳】欄を設けています。

事業名＜事項名＞及び事業概要	予算現額	決算額
----------------	------	-----

### 国民健康保険事業特別会計

1 国民健康保険税の減免	—	△26,865,200円
--------------	---	--------------

#### ＜歳入：国民健康保険税＞

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税について、令和2年度に引き続き、国の基準に基づき減免措置を行いました。

〔減免措置の内容〕

- 対象世帯 (1) 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯  
(2) 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア～ウの全てに該当する世帯
- ア 減少額が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること  
イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること  
ウ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得が400万円以下であること

- 減免額 (1) 全部  
(2) 前年の合計所得金額に応じて20～100%を減免

対象保険税 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの納期限のもの

#### 【財源内訳】

国庫支出金	10,953,000円	都支出金	9,747,000円
一般財源	6,165,200円	※一般財源相当額については、翌年度に交付されます。	

事業名＜事項名＞及び事業概要	予算現額	決算額
----------------	------	-----

2 傷病手当金の支給 1,593,964円 1,073,765円

＜傷病手当金＞

国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症の影響により療養のため働くことができなかった場合に、就労を予定していた日の報酬の一部を傷病手当金として、令和2年度に引き続き支給しました。

実施に当たっては、東京都の「保険給付費等交付金（特別交付金）」の特別調整交付金を活用しました。

〔実績・内容〕

対象者 給与等の支払いを受けている被保険者で、感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、療養のため働くことができない方

支給期間 働くことができなくなった日から3日を経過した日から、働くことができない期間のうち就労を予定していた日数

支給額 直近の3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額  
×2/3×日数

適用期間 令和2年1月1日から令和4年9月30日まで

支給実績 22人

【財源内訳】

都支出金 723,863円 一般財源 349,902円

※一般財源相当額については、翌年度に交付されます。

事業名＜事項名＞及び事業概要	予算現額	決算額
----------------	------	-----

**介護サービス事業特別会計**

1 はなかいどう大規模改修工事の実施 154,750,000円 154,600,000円

＜牟礼老人保健施設大規模改修事業費＞

老朽化した施設を更新するため、令和2年度の実施設計に基づき大規模改修工事に着手しました。また、大規模改修工事に当たり、工事期間中は、施設機能を旧どんぐり山施設へ移転し、利用者の安全確保等を図りながら、サービスを継続しました。

〔スケジュール〕

令和3年10月～4年5月 牟礼老人保健施設大規模改修工事

令和4年5月下旬～ はなかいどう運営再開

〔工事概要〕

屋根の改修、外壁の補修及び鉄部塗装、設備改修に伴う天井の改修、空調設備及び換気設備の改修、エレベーターの改修、照明器具のLED化

〔債務負担行為の内容〕

牟礼老人保健施設大規模改修事業 154,600,000円

(令和4年度＜債務負担分＞253,434,000円 全体事業費408,034,000円)

〔その他機能の移転〕

社会福祉事業団本部事務所、井の頭地域包括支援センター、在宅福祉サービス、居宅介護支援事業所、ヘルパーステーション

※移転に係る経費は、一般会計と社会福祉事業団の自己財源で負担

※地下1階の厨房は、移転せず工事期間中も施設内で継続

【財源内訳】

市	債	154,000,000円	一般財源	600,000円
---	---	--------------	------	----------

## 介護保険事業特別会計

1 介護保険料の減免 — △3,616,500円

## ＜歳入：保険料＞

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の第一号被保険者に対する介護保険料について、令和2年度に引き続き、国の基準に基づき減免措置を行いました。

## 〔減免措置の内容〕

- 対象者 (1) 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者  
 (2) 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア、イの両方に該当する第一号被保険者  
 ア 減少額が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること  
 イ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得が400万円以下であること

- 減免額 (1) 全部  
 (2) 前年の合計所得金額等から算出した対象額の80%又は100%を減免

対象保険料 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限のもの

## 【財源内訳】

国庫支出金 2,892,000円 一般財源 724,500円

※一般財源相当額については、翌年度に交付されます。

2 介護保険料の低所得者向け軽減措置の拡充 164,469,000円 165,007,200円

## ＜歳入：一般会計繰入金（低所得者保険料軽減繰入金）＞

令和3年度からの介護保険料の改定に当たり、所得の低い方への公費負担による介護保険料の軽減措置を第3段階まで拡充し、負担の軽減を図りました。

## 〔軽減措置の内容〕

		所得段階第1段階		所得段階第2段階		所得段階第3段階	
		負担割合	年額保険料	負担割合	年額保険料	負担割合	年額保険料
R2	軽減前	0.418	28,800円	0.644	44,400円	0.679	46,800円
	軽減後	0.296	20,400円	0.400	27,600円	軽減なし	
R3	軽減前	0.488	34,500円	0.640	45,300円	0.712	50,400円
	軽減後	0.289	20,400円	0.390	27,600円	0.662	46,800円

※基準となる負担割合 17ある所得段階のうちの第5段階

※第3段階の軽減拡充による影響額 9,507,600円



事業名＜事項名＞及び事業概要	予算現額	決算額
----------------	------	-----

3 オンライン健康講座の実施 1,428,000円 1,336,100円

＜介護予防普及啓発事業費＞

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、コロナ禍においても高齢者が健康状態を維持できるよう、新たにオンラインによる介護予防講座を実施し、参加機会の拡充を図りました。

〔実績・内容〕

内 容	オンライン併設の健康脳トレ運動教室
実 施 日	令和3年10月4日（月）～25日（月） 令和3年12月3日（金）～24日（金） 令和4年2月1日（火）～21日（月）
実施回数	14回
開催場所	総合保健センター及びルネサンス仙川
参加方法	会場での参加または自宅等からオンラインでの参加
参加者数	延べ151人

〔関連事業費〕

民生費 オンラインツールを活用した介護予防・フレイル予防活動の支援  
3,000,000円（107ページ参照）

【財源内訳】

保 険 料	307,303円	国 庫 支 出 金	334,025円
支払基金交付金	360,747円	都 支 出 金	167,012円
一 般 財 源	167,013円		

## 下水道事業会計

## 1 三鷹市下水道事業審議会の設置 318,000円 145,113円

## &lt;収益的支出、目：総係費&gt;

令和2年4月からの地方公営企業法の適用を踏まえ、審議内容の実態に即した運用とするため、三鷹市使用料等審議会を廃止し、下水道使用料を含めた事業全般について調査審議する三鷹市下水道事業審議会を設置しました。

## 〔実績・内容〕

審議内容 会長及び副会長の選任について 他（書面による開催）  
 開催日 令和4年2月15日（火）  
 委員 14人

## 2 マンホールカードの配布 88,000円 88,000円

## &lt;収益的支出、目：総係費&gt;

下水道への理解と関心を深めるとともに、「Poki」に親しみを持ってもらうため、市制施行70周年を記念し、令和2年度に設置した「Poki」デザインのマンホール蓋のマンホールカードを配布しました。

## 〔実績・内容〕

配布枚数 6,298枚

## 【財源内訳】

他会計負担金 88,000円

## ■配布したマンホールカードの表（左）と裏（右）



事業名 < 目名 > 及び事業概要	予算現額	決算額
-------------------	------	-----

3 下水道管路施設の長寿命化の推進 138,709,000円 125,285,600円

<資本的支出、目：施設改良費>

「下水道再生計画」に基づき、管更生及びマンホール更生等工事を実施しました。また、令和4年度からの工事に向けた実施設計を行うとともに、上連雀・新川地区等において潜行目視又はテレビカメラを用いた詳細調査を実施しました。

[実績・内容]

- ・管更生工事（約87m）、マンホール更生工事（5箇所）等  
102,102,000円
- ・実施設計及び詳細調査（約1km）  
23,183,600円

【財源内訳】

企業債	98,100,000円	国庫補助金	11,736,000円
都補助金	586,000円	他会計補助金	14,863,600円

4 下水道地震対策の推進 11,022,000円 7,315,000円

<資本的支出、目：施設改良費>

下水道施設の災害時等における機能確保を図るため、平成30年度及び令和2年度に実施した耐震診断調査等に基づき、保育園や地区公会堂などの防災拠点に災害用トイレますを設置しました。

[実績・内容]

設置箇所 新川保育園、深大寺地区公会堂、牟礼西地区公会堂等 12箇所

【財源内訳】

企業債	7,300,000円	他会計補助金	15,000円
-----	------------	--------	---------

5 下水処理場等の長寿命化の推進 381,283,000円 342,167,800円

<資本的支出、目：施設改良費>

東部水再生センターにおいて、監視制御設備等更新工事（第四期）を実施しました。

また、井の頭ポンプ場では令和2年度に実施した設計に基づき、負荷設備更新工事を実施したほか、新川ポンプ場では令和4年度以降の監視制御設備等更新工事に向けた実施設計及びストックマネジメント調査を行いました。

なお、汚泥脱水設備等改築工事（第一期）については、令和3年度中の工事完了を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、一部資材調達に時間を要し、年度内での工事完了が困難となったため、地方公営企業法第26条の規定による建設改良費の繰越として、翌年度に繰り越しました。

事業名<目名>及び事業概要	予算現額	決算額
---------------	------	-----

[実績・債務負担行為の内容]

- ・ 東部水再生センター監視制御設備等更新工事 265,601,713円  
(令和4年度分<債務負担分> 345,500,106円 全体事業費611,101,819円)
- ・ 井の頭ポンプ場負荷設備更新工事 65,018,287円  
(令和4年度分<債務負担分> 84,584,894円 全体事業費149,603,181円)
- ・ 新川ポンプ場実施設計及びストックマネジメント調査 11,547,800円

[建設改良費の繰越額]

令和4年度への繰越分(建設改良費)

東部水再生センター汚泥脱水設備等改築工事(第一期) 312,125,000円

【財源内訳】

企業債	194,300,000円	国庫補助金	139,218,000円
都補助金	6,010,000円	他会計補助金	638,404円
工事負担金	2,001,396円		

## 令和3年度決算にみる財政指標



# I 普通会計決算の概要

---

令和3年度地方財政状況調査に基づく普通会計決算の状況は、表23のとおりです。

経常収支比率は91.5%で、前年度の89.4%から2.1ポイントの増となりました。

比率算定の分子となる「経常経費充当一般財源等」は、12億3,497万1千円(3.3%)の増となりました。これは、児童・生徒1人1台タブレット端末の導入に伴う機器使用料の平年度化などにより物件費が増となったほか、退職手当の増及び会計年度任用職員の配置や期末手当の支給対象月の平年度などにより人件費が増となったこと、私立認可保育園の新規開設や、障がい者(児)の自立支援給付費の伸びなど社会保障関連経費が増となったことなどが要因です。

一方、比率算定の分母となる「経常一般財源等」は、地方消費税交付金や法人事業税交付金の増などにより、3億9,879万2千円(1.0%)の増となりましたが、令和2年度に借り入れた減収補填債の皆減に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市税収入が前年度を下回ることとなり、分子の増が分母の増を上回ったため、経常収支比率は上昇しました。今後も予断を許さない財政状況が見込まれていることから、積極的な行財政改革の推進などにより、経常経費の抑制を図っていきます。

人件費比率は13.5%で、前年度と比べて2.2ポイントの増となりました。人件費は、期末手当の改定による減があるものの、退職手当の増及び会計年度任用職員の配置や期末手当の支給対象月の平年度化などにより総額で増となったほか、分母となる歳出総額も前年度を下回ったため、人件費比率は増となりました。

『第4次三鷹市基本計画』の第2次改定では、経常収支比率は「概ね80%台を維持(特殊要因による場合にあっても90%台前半に抑制)」、人件費比率は「概ね20%を超えないこと」を財政目標としていますが、令和3年度決算では経常収支比率が90%を超えることとなりました。なお、以上のような財政指標の算定基礎となった令和3年度普通会計歳出決算の性質別内訳は、表24のとおりです。

このほか、地方交付税法に基づき算出した基準財政需要額、同収入額及び財政力指数は表 25 のとおりで、財政力指数（単年度）は前年度の 1.159 を 0.093 ポイント下回り 1.066 となりました。

（表 23） 普通会計決算状況

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増 △減	増減率
	千円	千円	千円	%
歳 入 総 額 A	80,516,306	92,277,479	△11,761,173	△12.7
歳 出 総 額 B	78,311,614	89,344,845	△11,033,231	△12.3
歳入歳出差引残額 A-B=C	2,204,692	2,932,634	△727,942	△24.8
翌年度に繰り越すべき財源 D	17,177	148,444	△131,267	△88.4
実 質 収 支 C-D=E	2,187,515	2,784,190	△596,675	△21.4
一 般 財 源 等 F	49,599,031	47,742,099	1,856,932	3.9
経 常 一 般 財 源 等 G	42,090,495	41,691,703	398,792	1.0
歳 出 充 当 一 般 財 源 等 H	47,394,339	44,809,465	2,584,874	5.8
経 常 経 費 I	59,878,528	57,927,457	1,951,071	3.4
経 常 経 費 充 当 一 般 財 源 等 J	38,511,696	37,276,725	1,234,971	3.3
経 常 収 支 比 率 J/G	91.5%	89.4%	2.1ポ <sup>ン</sup> ト	—



[参考：その他の指標]

区 分	令和3年度	令和2年度	増 △減
人 件 費 比 率	13.5%	11.3%	2.2ポイント

### ～主な財政指標の算出方法～

#### 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標で、地方税、地方消費税交付金を中心とした経常的な収入に対する、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格をもつ経常的支出の割合

$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{A}{B + C} \times 100$	<p>A： 経常経費充当一般財源等（毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）</p> <p>B： 経常一般財源等（地方税等の毎年度経常的に収入される一般財源）</p> <p>C： 臨時財政対策債等</p>
---	---

#### 人件費比率

歳出決算に占める人件費の構成比率

$\text{人件費比率 (\%)} = \frac{\text{人件費}}{\text{歳出決算額}} \times 100$
--

(表 24) 令和 3 年度普通会計歳出性質別内訳

(単位 千円)

性 質	令 和 3 年 度				令 和 2 年 度				増 △減 (A)-(C)
	決 算 額 (A)	(A)の 構 成 比 %	一 般 財 源 充 当 額 (B)	(B)の 構 成 比 %	決 算 額 (C)	(C)の 構 成 比 %	一 般 財 源 充 当 額 (D)	(D)の 構 成 比 %	
一 人 件 費	10,534,853	13.5	9,397,258	19.8	10,139,903	11.3	9,043,591	20.2	394,950
1 議員報酬手当	268,190	0.3			270,048	0.3			△1,858
2 委員等報酬	1,671,835	2.1			1,565,599	1.7			106,236
3 市長等特別職の給与	61,863	0.1			45,794	0.1			16,069
4 常勤職員給	6,254,442	8.1			6,218,143	6.9			36,299
(1) 基本給	4,032,091	5.2			4,048,620	4.5			△16,529
ア 給料	3,418,787	4.4			3,431,019	3.8			△12,232
イ 扶養手当	62,319	0.1			63,703	0.1			△1,384
ウ 地域手当	550,985	0.7			553,898	0.6			△2,913
(2) その他の手当	2,222,351	2.9			2,169,523	2.4			52,828
5 地方公務員共済組合負担金	1,326,426	1.7			1,340,805	1.5			△14,379
6 退職金	738,211	0.9			501,518	0.6			236,693
7 恩給及び退職年金	0	0.0			0	0.0			0
8 災害補償費	9,737	0.0			7,237	0.0			2,500
9 その他	204,149	0.3			190,759	0.2			13,390
二 物件費	14,384,491	18.4	9,698,225	20.5	12,473,303	14.0	9,480,079	21.2	1,911,188
1 旅費	5,044	0.0			4,330	0.0			714
2 交際費	282	0.0			161	0.0			121
3 需用費	1,104,222	1.4			1,062,232	1.2			41,990
4 役務費	784,228	1.0			674,797	0.8			109,431
5 備品購入費	65,523	0.1			227,949	0.2			△162,426
6 委託料	10,522,160	13.5			8,815,331	9.9			1,706,829
7 その他	1,903,032	2.4			1,688,503	1.9			214,529
三 維持補修費	350,851	0.4	341,148	0.7	331,673	0.4	321,530	0.7	19,178
四 扶助費	26,551,137	33.9	6,889,380	14.5	22,687,193	25.4	6,749,927	15.1	3,863,944
1 生活保護費	6,115,759	7.8			6,088,601	6.8			27,158
2 その他	20,435,378	26.1			16,598,592	18.6			3,836,786

(単位 千円)

性 質	令 和 3 年 度				令 和 2 年 度				増 △減 (A)-(C)
	決 算 額 (A)	(A)の 構 成 比 %	一 般 財 源 充 当 額 (B)	(B)の 構 成 比 %	決 算 額 (C)	(C)の 構 成 比 %	一 般 財 源 充 当 額 (D)	(D)の 構 成 比 %	
五 補助費等	9,268,715	11.8	7,346,230	15.5	28,134,463	31.5	7,301,590	16.3	△18,865,748
1 負担金寄附金	3,939,053	5.0			3,827,058	4.3			111,995
2 補助交付金	4,476,459	5.7			23,550,379	26.4			△19,073,920
3 その他	853,203	1.1			757,026	0.8			96,177
六 普通建設事業費	4,192,439	5.4	1,525,441	3.2	4,404,706	4.9	1,713,408	3.8	△212,267
1 補助事業費	1,006,550	1.3			985,722	1.1			20,828
2 単独事業費	3,185,889	4.1			3,418,984	3.8			△233,095
七 災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	201,958	0.2	7,153	0.0	△201,958
八 失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
九 公債費	4,338,506	5.5	4,315,511	9.1	3,721,878	4.2	3,697,590	8.3	616,628
1 元金	4,142,486	5.3			3,489,099	3.9			653,387
2 利子	195,920	0.2			232,509	0.3			△36,589
3 一時借入金利子	100	0.0			270	0.0			△170
十 積立金	2,269,683	2.9	2,253,595	4.8	976,323	1.1	961,546	2.1	1,293,360
十一 投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
十二 貸付金	10,000	0.0	0	0.0	10,000	0.0	0	0.0	0
十三 繰出金	6,410,939	8.2	5,627,551	11.9	6,263,445	7.0	5,533,051	12.3	147,494
1 国民健康保険事業会計	2,303,658	2.9			2,298,960	2.6			4,698
2 介護サービス事業会計	195,182	0.3			132,165	0.1			63,017
3 介護保険事業会計	2,149,942	2.7			2,028,563	2.3			121,379
4 後期高齢者医療会計	1,762,157	2.3			1,803,757	2.0			△41,600
合 計	78,311,614	100.0	47,394,339	100.0	89,344,845	100.0	44,809,465	100.0	△11,033,231

※ 本表は、総務省の地方財政状況調査の要領に基づいて作成したものです。

(表 25) 基準財政需要額、同収入額及び財政力指数比較表

区 分		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		金 額	指数	金 額	指数	金 額	指数	金 額	指数	金 額	指数
三 鷹 市	基準財政需要額 A	千円 25,995,221	100	千円 26,011,082	100	千円 25,925,694	100	千円 26,805,041	103	千円 28,445,769	109
	基準財政収入額 B	31,004,277	100	29,754,492	96	30,465,116	98	31,078,668	100	30,310,505	98
	差 引 B-A	5,009,056	—	3,743,410	—	4,539,422	—	4,273,627	—	1,864,736	—
	財政力指数 B/A	1.193	—	1.144	—	1.175	—	1.159	—	1.066	—
全 国 市 町 村	基準財政需要額 C	百万円 24,210,001	100	百万円 24,270,376	100	百万円 24,528,124	101	百万円 25,351,395	105	百万円 25,573,883	106
	基準財政収入額 D	18,046,107	100	18,344,776	102	18,605,031	103	19,373,296	107	18,933,512	105
	財政力指数 D/C	0.745	—	0.756	—	0.759	—	0.764	—	0.740	—
都 下 26 市	基準財政需要額 E	千円 588,949,014	100	千円 588,104,922	100	千円 593,462,062	101	千円 614,187,397	104	千円 635,654,317	108
	基準財政収入額 F	594,086,649	100	587,337,871	99	591,437,663	100	616,147,280	104	598,783,605	101
	財政力指数 F/E	1.009	—	0.999	—	0.997	—	1.003	—	0.942	—

※ 表中の指数は、平成29年度を100とした場合の数値です。

## Ⅱ 健全化判断比率等

---

本市の令和3年度決算に基づく健全化判断比率等<sup>1</sup>は、表26のとおりです。

実質赤字比率、連結実質赤字比率とも、分子に当たる実質赤字額が発生していないため、表示される数値はありません。

実質公債費比率（3か年平均）算定における単年度の数値は、標準財政規模の減により分母が減となったものの、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出である三鷹市土地開発公社からの買戻しに係る経費の減により分子が減となったことから、令和3年度の単年度数値は0.5%となり、前年度に比べて0.5ポイントの減となりました。また3か年平均（令和元～3年度）の数値は、算定から平成30年度の単年度数値1.1%が除外されるため0.8%で、前年度と比べて0.2ポイントの減となり、「第4次三鷹市基本計画（第2次改定）」における財政目標（概ね5%を超えないこと）を下回りました。

将来負担比率は、三鷹中央防災公園整備事業債の繰上償還などにより地方債の現在高が減になったことや、基金残高の増などにより分子となる将来負担額が充当可能基金等を下回ったため、表示される数値はありません。

公営企業（下水道事業会計）に係る資金不足比率については、分子となる資金不足額の発生がありませんでしたので、表示される数値はありません。

以上のように、本市の令和3年度決算に基づく健全化判断比率等は、いずれも法律に規定される基準に至る状況にはありません。今後も「自治基本条例」に定める自治体経営の趣旨に従い、財政状況をはじめとして適切な情報公開、情報提供を行いながら、健全な財政運営を進めていきます。

---

<sup>1</sup> 「地方公共団体財政健全化法」が平成19年6月に成立し、平成19年度決算から、財政の健全度を測る指標として、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定し、公表することとなりました。また、公営企業の経営の健全性に関する指標として、資金不足比率を算定し、公表することとなりました。平成20年度決算からは、同法が全面的に施行され、健全化判断比率が一定の基準以上となった場合の「財政健全化計画」の策定の義務付けなどの規定も適用されることとなりました。

(表 26) 健全化判断比率等

〔令和4年8月時点での速報値〕

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.47%	20.00%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	16.47%	30.00%
実 質 公 債 費 比 率	0.8%	1.0%	△0.2ポ ント	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	—	4.0%	皆減	350.0%	
資 金 不 足 比 率	—	—	—	※ 20.0%	

※ 経営健全化基準

～財政の健全化判断比率～

**実質赤字比率**

一般会計等における実質赤字額（歳出総額が歳入総額を上回る場合の赤字額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

**連結実質赤字比率**

すべての会計の実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

**実質公債費比率**

実質的な公債費に充当された一般財源の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率の3か年平均

$\text{実質公債費比率 (\%)} \\ \text{(3か年平均)} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$	A： 地方債の元利償還金 B： 準元利償還金※ C： 元利償還金・準元利償還金に係る特定財源 D： 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 E： 標準財政規模
---	---

※「準元利償還金」は、公営企業の公債費に対する繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出などです。

**将来負担比率**

一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負担額の標準財政規模を基本とした額に対する比率

$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{A - (B+C+D)}{E-F}$	A： 将来負担額※ B： 充当可能基金額 C： 特定財源見込額 D： 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 E： 標準財政規模 F： 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
--	---

※「将来負担額」は、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額などです。

以上の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」を定め、自主的な改善努力による財政健全化を図ることとされています。また、財政再生基準以上となった場合は、いわゆる「財政破たん」の状況とされ、国等の関与による確実な再生に取り組むこととされています。

なお、公営企業については、公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率である「資金不足比率」が指標として定められ、この比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定めることとされています。

